

指定給水装置工事事業者の指定等（指定事項変更含む）について

【提出書類】

指定給水工事事業者の指定（新規・更新）及び変更等に係る提出書類については、別紙資料を参照して下さい。

【指定給水装置工事事業者指定手数料（新規・更新時）】

指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき5,000円

※手数料については事前審査後に納付書を発行しますので、市内の金融機関で納付をお願いします。

【指定基準】

1. 事業所ごとに、水道法第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
2. 次に定める機械器具を有する者であること。
（写真に撮って申請書に添付）
 - 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - 四 水圧テストポンプ
3. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 大牟田市暴力団排除条例（平成24年大牟田市条例第11号）第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - キ 法人であって、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

【指定申請の手続きの流れ（新規・更新時）】

①申請書類の提出（申請者⇒上水道課）

※申請書は持参して上水道課窓口~~に提出してください。~~（郵送不可）

②事前書類審査・暴力団排除条例に伴う調査(上水道課)

③納付書の発行（上水道課⇒申請者）

- ・納付書発行には申請書類提出から、おおむね1～4週間かかります。（審査・調査状況によって変わります）
- ・指定給水装置工事事業者指定手数料の納付日について、上水道課担当者と協議をして下さい。

- ④指定給水装置工事事業者指定手数料の納付（申請者⇔市内の金融機関）
- ・市内の金融機関で指定給水装置工事事業者指定手数料を納付して下さい。
 - ・納付した金融機関からの納付通知書兼領収書については、大切に保管して下さい。

- ⑤納付通知書兼領収書の写しを提出（申請者⇒上水道課）

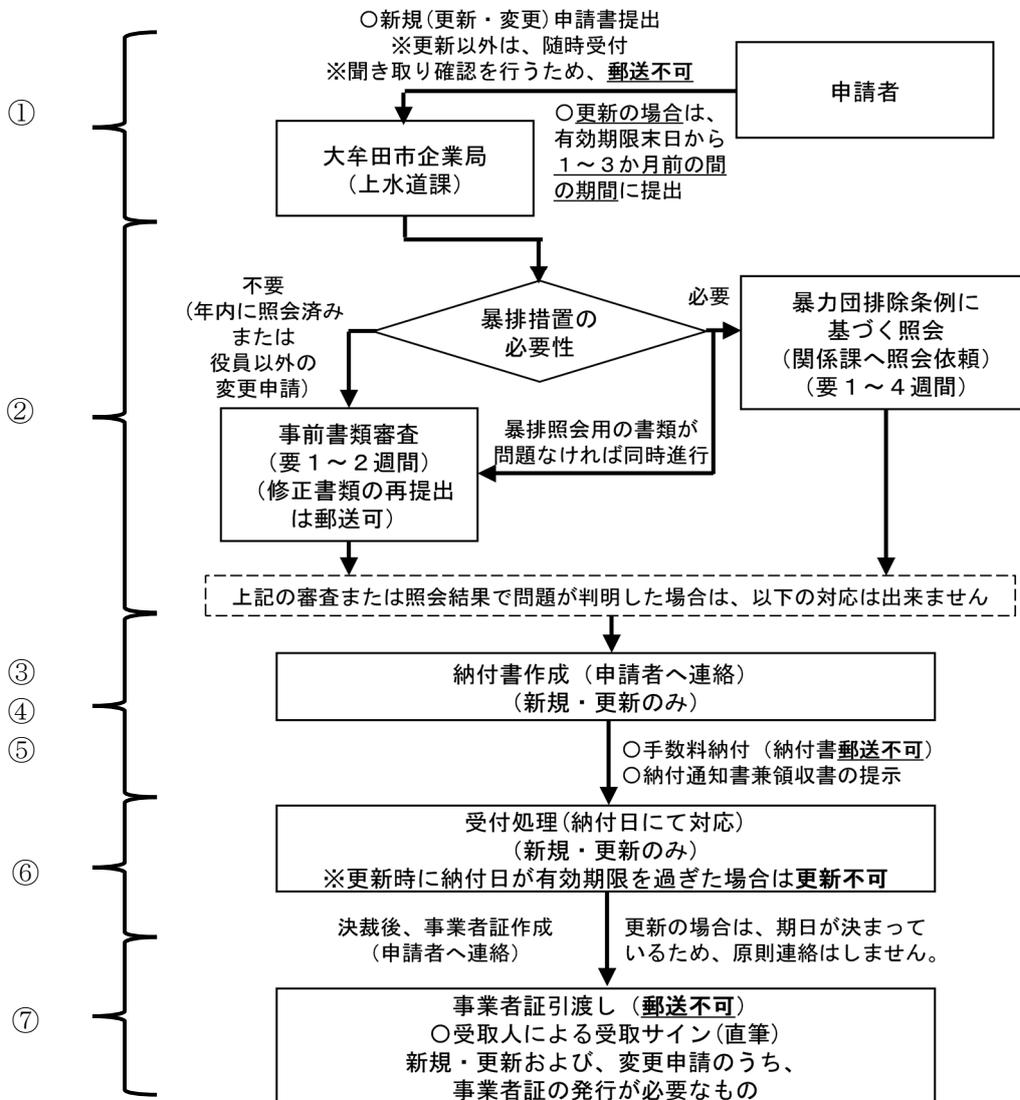
⑥決裁手続き

※納付通知書兼領収書の提出日が申請書の提出日となります。

⑦指定店証の交付

【指定申請の手続きのフロー図（新規・更新・変更時）】

※申請先により、手順や書式などが異なる場合がありますので、申請先に応じた手順や書式などを事前に確認してください。



※上記中、○は申請者にて対応していただく内容で、内容聞き取り時の誤解、郵送時の紛失や期日の遅れ、その他問題の抑制のため、郵送での手続きには対応していませんので、必ず上水道課までお越しください。

※変更申請のうち事業者証の再発行が不要な内容は、事前審査後に決裁を行い、登録内容の変更が完了します。

※申請提出時には、他業務により対応が困難な場合もありますので、原則、電話で日程の予約をお願いいたします。

指定給水装置工事事業者の新規・更新・変更等に係る必要書類一覧

提出書類

指定給水装置工事事業者の指定・更新等又は指定事項変更届出がある場合は、下記の表に記載している書類を上水道課窓口まで提出して下さい。(郵送不可)

提出書類	新規	更新	廃止	休止	再開	指定事項変更届出					主任技術者 選任・解任	サドル分岐 者の登録
						法人			個人			
						事業者の名称	事業者の所在地	代表者の氏名	役員(取締役、 執行役、監査 役、会計参与)	代表者の氏名		
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式1号)	○	○										
機械器具調書(様式2号) ・調書に記載した器具の写真1部	○	○										
誓約書(様式3号) ・役員等(個人事業主)名簿及び照会承諾書 ※外部役員は除く	○	○					○	○	○			
給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内) (様式4号)・受講を証明する書類の写し1部	○	○										
過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を 行うことが出来る技能を有する者の状況(様式5号) ・資格を証明する書類の写し1部	○	○										
指定給水装置工事事業者 指定時確認書(様式6号) ・受講を証明する書類の写し1部	○	○										
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式7号) ・給水装置工事主任技術者免状(賞状様式)の写し1部 ・給水装置工事主任技術証(写真付カード様式)の写し 又は顔写真付本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の写し ※写真付は、賞状様式の写し1部とは別に1部必要 ※(更新時の注意点)届出済みを含む全ての選任対象者	○	○								○		
事業所の付近見取図(様式8号)	○	○					○			○		
定款(法人の場合)・原本と相違ないことを示す一筆と押印	○	○				○	○	○				
登記事項説明書(法人の場合)	○	○				○	○	○	○			
住民票の写し又は外国人登録証明書の写し(個人)	○	○							○	○		
指定給水工事事業者(廃止・休止・再開)届出書(様式9号)			○	○	○							
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10号)						○	○	○	○	○	○	
交付した事業者証		○	○			○		○	○			
サドル分岐工事 穿孔資格登録申請書(様式11号) ・認定書(カード形式)の写し1部												○

※個人から法人格に指定事項を変更する場合は、指定事項届出書(法人)の項目の資料が必要です。